

『伴走型小規模事業者支援推進事業』

広島県央商工会では経営発達支援計画 第2期(平成31年4月～令和6年3月)に基づき、現在、令和4年度伴走型支援事業計画に取り組んでいます。主な支援事業として ①個者支援(個別コンサルティング事業、商品開発個者支援) ②セントラルシェプライム認定制度の運用 ③展示会等出展による販路開拓支援 ④情報発信による販路開拓支援及び体験観光ルートの設定 を掲げています。

その中でも特に力を入れている①個者支援における、個別コンサルティング事業及び商品開発個者支援の内容についてご案内します。

『個別コンサルティング事業』

取組内容：専門家派遣支援

〈相談例〉

事業計画策定支援、経営相談、創業、事業承継、DX、生産効率見直し、社内体制整備、補助金等申請手続き支援、SNS 活用、BCP 等々…

商工会がお悩みにあった
 専門家を派遣します。

無 料 !!

『商品開発個者支援』

取組内容：専門家派遣支援

〈相談例〉

新商品開発、販路拡大、商談スキルアップ、マーケティング、ブランディング 等々…

商工会がお悩みにあった
 専門家を派遣します。

無 料 !!

事業に関するお困りごと、新たな挑戦、その他諸々、お気軽に商工会へご相談下さい。お話を伺った上、内容に合致した専門家をコーディネートし派遣いたします。是非、ご活用ください！

労務基礎研修会 受講料無料！

知っているようで知らない労務の基礎から、最近の労務事情を分かりやすく解説します。

日 時：令和4年11月9日(水) 18:00～20:00

場 所：広島県央商工会 本所(河内)2階

講 師：小西社会保険労務士

定 員：15名程度

申込方法：別紙チラシにて、受講者名・電話番号等必要事項をご記入の上お申し込みください。

【お問い合わせ】広島県央商工会 Tel 082-437-0180 Fax 082-437-0250



広島県央ドライブスタンプラリー開催

JAF(自動車ロードサービス)が提供するドライブスタンプラリーを活用し県央地域(河内・福富・豊栄)を周遊していただき観光振興に繋げる取り組みです。

先般、会員事業者様にスタンプラリーのプラットフォームとして加盟店募集を行い、10者の事業者様にご参加いただきます。下記日程にてJAFドライブスタンプラリーを開催しますのでご案内いたします。

開催期間：令和4年10月8日(土)～令和4年12月25日(日)

参加事業者様(順不同)

- ・井上工務店 ・菊田農園 ・きこりや ・小石川観光りんご園
- ・心花 ・宙と延 ・トムミルクファーム ・だんだん
- ・広島入野きのこセンター ・リュラル

WEB セミナー活用のご案内

皆様の経営をインターネットを通じてサポートします！

広島県央商工会にて
 専用IDとパスワード
 を発行いたします。

無 料 !!

WEB セミナーは、インターネットでセミナー映像を視聴することにより、様々な経営情報が取得できるサービスです。一流の講師陣による豊富なセミナーが満載です。広島県央商工会に申し込みいただければ、ID とパスワードをお伝えいたします。ぜひ、ご活用ください！

こんな方に最適です！！

セミナーは受講したいけど時間がない！

24時間いつでも
 ご利用できます。

継続的に社員研修を行いたい！

勉強会(社内研修)など
 にご活用いただけます。

受講したいセミナーが開催していない！

500本以上の豊富なライ
 ンアップから選べます。

《ご利用方法》

☞ 県央商工会からWEBセミナーの専用IDとパスワードを取得

※専用IDとパスワードのお申込みは同封別紙にてお願いします。

☞ <https://skk.hh-kenoh.jp> (県央商工会HP)

☞ 経営に役立つ無料のWEBセミナー パナーをクリック

☞ WEBセミナー視聴はこちらから パナーをクリック

☞ ログイン パナーをクリック

☞ IDとパスワードを入力

【お問い合わせ】広島県央商工会 Tel 082-437-0180 Fax 082-437-0250



一日公庫及び事業承継マッチング支援相談会 相談無料！

日 時：令和4年11月9日(水)

①10:00～ ②11:00～ ③13:00～ ④14:00～ ⑤15:00～

場 所：広島県央商工会 本所(河内)

対象者：融資による資金調達をお考えの方

事業承継マッチング支援のお申込みを検討されている方

申込方法：別紙チラシにご記入の上、商工会へFAXしてください。

【お問い合わせ】広島県央商工会 Tel 082-437-0180 Fax 082-437-0250



事業承継個別相談会

相談無料！

日 時：令和4年11月14日(月)

①13:00～ ②14:30～ ③16:00～

場 所：広島県央商工会 本所(河内)

相談形式：1者あたり約80分の個別相談

対応機関：広島県事業引継ぎ支援センター

申込方法：別紙チラシにご記入の上、商工会へFAXしてください。

【お問い合わせ】広島県央商工会 Tel 082-437-0180 Fax 082-437-0250



～第12回 セントラルマルシェ開催～

日 時：令和4年10月16日(日)

10:00～16:00(小雨決行)

場 所：トムミルクファーム



東広島市支援制度

※一部抜粋

東広島市新ビジネスモデル応援プロジェクト補助金

- 概要:**新型コロナウイルス感染症の長期化に加え、原材料高等の環境の変化においても、デジタル技術を活用し、前向きに新しいビジネスを展開する事業者の取組を応援します。
- 対象者:**以下の全てを満たす者
 - ☑中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者であって、市内に主たる事務所を有し、市内において業務歴が3か月以上の者
 - ☑市税の滞納がない者
 - ☑業況回復及び生産性向上のための取組を新たに開始する者
 - ☑本事業に基づき実施する内容が、国、地方公共団体その他の団体の制度に基づく補助金、助成金その他の給付等を重複して受けていない者
 - ☑市が指定する「申請計画ブラッシュアップ機関」のオンライン面談・助言を受け、計画のブラッシュアップに適切に応じる者
 - ☑市が実施する「経済状況のモニタリング」に対し、情報提供等の協力ができる者
 - ☑市が構築する「事業者ポータルサイト」に登録ができる者
- 補助金額:** **50万円(事業費)**を上限に補助対象経費の3分の2以内を補助
- 申請受付期間:** 令和4年8月1日から令和4年12月15日まで(※申請は先着順で受理し、申請額が予算枠上限に達し次第終了)
- 補助対象経費:** 対象期間: 令和4年6月1日から令和5年1月15日まで
 - ITツールの導入及び設備のIoT化、テレワーク(在宅勤務、Web会議、Web面接等)環境の整備にかかる機器費用
 - ソフトウェア(※)パッケージソフト、新しく構築された又はカスタマイズしたソフトかは不問
 - クラウド費用(※)クラウドサービスの利用費用
 - リース料(※)上記費用をリース契約に基づいて支払うリース料
 - 外注費、委託費、補助事業の実施に必要な機器、システムの開発及び設計、工事に係る外注費又は委託費
 - 専門家経費 導入又は活用方法を実証するため、外部事業者(専門家)から技術指導を受ける場合に要する謝金、委託費等
 - その他、市長が助成対象として適当と認めるもの(※)月額制のものは、前払いのものを対象に最大1年間
- 申請方法:** 市が指定する「申請計画ブラッシュアップ期間」のオンライン面談・助言を受けた後、次の必要書類の作成をして、新ビジネスモデル応援プロジェクト補助金申請書に次の書類①～⑤のうち、必要な書類を添えて「東広島市産業部産業振興課」に提出。
 - ①新ビジネスモデル応援プロジェクト計画書 ②営業実態が確認できる書類(確定申告書写し、開業届、営業許可証等) ③住民票記載事項証明書(個人の場合)、法人登記簿謄本(法人の場合) ④支出予定金額証拠書類(見積書等) ⑤市税に滞納がない事の証明書 ⑥その他市長が認める書類(誓約書兼同意書、新しいビジネスの実施に必要な各種許可証等)
- 申請計画ブラッシュアップ機関:** 決定し次第、市ホームページに記載

東広島市燃油費高騰緊急支援金

- 概要:** 原油価格の高騰による経費の増加を、価格に転嫁することに時間を要する中小企業等の事業継続を支援します。
- 支給額:** 令和4年5月～令和4年7月において、対象車両運行のために購入した燃料(ガソリン又は軽油)の購入油量の合計×6円/リットル
1台当たりの上限: 3万5千円 ※1事業者の上限はなし
- 対象者:** 以下の全てを満たす者
 - ☑市内に本社又は主たる営業所等を有する法人、もしくは市内に住民登録を有する個人事業主の内、次に掲げるいずれかの事業を行う中小企業等。

区分	対象車両(リース含む)
トラック・運送事業(貨物自動車運送事業)	事業用車両(緑・黒ナンバーのみ)
介護タクシー事業(一般乗用旅客自動車運送事業)	事業用車両(緑・黒ナンバーのみ)
自動車運転代行業	登録車両(随伴用車両)のみ

 - ☑市内営業所等において現に使用している事業用登録車両を有すること
 - ☑市税の滞納がない者
 - ☑市が実施する「経済状況のモニタリング」への協力すること
 - ☑市が構築する「事業者ポータルサイト」へ登録すること
- 申請受付期間:** 令和4年9月1日から令和4年11月30日まで

※バス及びタクシーは対象外

【お問い合わせ】東広島市 産業部 産業振興課 〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号 本館8階 Tel 082-420-0921 Fax 082-422-5805

最低賃金改定のお知らせ

詳細は、同封チラシ
をご参照下さい!!

広島県最低賃金は令和4年10月1日から

時間額 **930** 円です。

(令和4年9月30日までは、899円です)

最低賃金に算入しない賃金

- (1) 精皆動手当、通勤手当、家族手当
- (2) 時間外、休日及び深夜の割増賃金
- (3) 臨時に支払われる賃金及び1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

広島県最低賃金は、県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。年齢・性別・雇用形態(常用・臨時・パート・アルバイト等)を問いません。なお、特定の産業に該当する事業所で働く労働者にはそれぞれの「広島県特定(産業別)最低賃金」が適用されます。詳細は同封の「広島県の最低賃金チラシ」をご参照ください。

【お問い合わせ】

広島労働局賃金室 Tel 082-221-9244 三原労働基準監督署 Tel 0848-63-3939

マル経融資金利の改定について

マル経金利は、下記の通り改定されましたので通知いたします。

改定前 **1.21%** ⇒ 改定後 **1.13%**

適用年月日: 令和4年10月3日(月)

雇用保険料率変更のお知らせ

詳細は、同封チラシ
をご参照下さい!!

◆「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が令和4年3月30日に国会で成立しました。

令和4年10月から、労働者負担・事業主負担の保険料率に変更になります。年度の途中から保険料率が変わりますので、ご注意ください。

○令和4年10月1日 ~ 令和5年3月31日

事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率
		失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000 3.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000 3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000 4.5/1,000	16.5/1,000

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

次回会報発行予定 12月初旬